

# 令和6年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」コンテンツ造成事業委託業務 仕様書

## 1. 委託業務名

令和6年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」コンテンツ造成事業委託業務

## 2. 業務期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

## 3. 趣旨・目的

旅を「目的」とする考え方から、趣味や自己実現を体現する「手段」に旅行者のニーズが変化している。本県においては、各地特有の食や文化が生まれた背景、伝統を受け継いできた技術に触れる旅を「兵庫テロワール旅」と定義し観光ブランディングを進めている。

大阪・関西万博を見据え、関西に多くの観光客が訪れることが想定される中、本県に多くの誘客を図るため、兵庫デスティネーションキャンペーンの経験やひょうごフィールドパビリオンを含めた新規コンテンツの造成、これまで造成してきた観光コンテンツのうち、ブラッシュアップにより万博に来場するインバウンド観光客に対する兵庫のキーコンテンツとなりうる観光資源に育て上げ、造成後の販売を見据えたコンテンツ造成事業を実施・展開する。

## 4. ターゲット

- ・万博に来場するインバウンド旅行者
- ・知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する旅行者

## 5. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する「令和6年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」コンテンツ造成事業」において、以下の業務を委託する。

### 【参考】

過去に本事業で造成したコンテンツパンフレット（PDF）

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/feature/explore>

ひょうごフィールドパビリオン登録リスト

URL：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/program/list/>

兵庫デスティネーションキャンペーン

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/experience/page>

- (1) 兵庫デスティネーションキャンペーン（兵庫 DC）やひょうごフィールドパビリオン等で造成されたコンテンツ、観光本部が過去造成したコンテンツ、地域の特色を活かした新たな体験型コンテンツの中から、「ストーリー性」、「稀少性」、「独自性」、「持続可能性」、「事業者の取組実績」、「インバウンドへの対応可否」、「インバウンド誘致の可能性」等を踏まえ、「兵庫テロワール旅」の中核となるコンテンツを選定し磨き上げる。

#### ①コンテンツの募集

##### ・新規コンテンツ

観光本部とともに県民局・県民センター、各地域 DMO・観光協会及び県内市町（必要に応じて）を通じて、本事業に参画する観光事業者を募集する。また、受託者は兵庫 DC や兵庫フィールドパビリオンコンテンツ等からターゲット、コンセプトに沿ったコンテンツをリストアップし、本事業への参画を促す。

##### ・磨き上げコンテンツのリストアップ

令和 2 年度から取り組んでいる「Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業」において選定された事業者に対し、現在の受入稼働実態を調査、状況を整理し、稼働状態にあるものを抽出する。稼働中のものは、インバウンドの受け入れについて確認し、可能なものは手法について確認する。

インバウンド観光客に対するコンテンツ販売の意向を確認した上で、本事業に参画する事業者を募集し、本事業のコンセプトに沿ったコンテンツ候補をリストアップする。

観光本部が過去造成したコンテンツについては、通訳帯同のインバウンド向けツアーが受け入れ可能なコンテンツを抽出し、本事業での磨き上げによりインバウンドからのさらなる誘客拡大が見込まれるものを候補とする。

#### ②現地（ヒアリング）調査

応募資料を回収し内容を精査するとともに、コンテンツ造成検討会（審査会）に向け現地調査（ヒアリング）調査（20-25 件程度）を行い、調査内容を報告書にまとめ精査ポイントを明確にした資料を作成する。

#### ③造成検討会

コンテンツ造成検討会（2 回）を開催し、対象コンテンツ（新規・磨き上げ合わせて 10 件）を選定する。

造成検討会を実施する会場については、受託者で手配を行うこと

※審査員は、観光本部専務、ツーリズムプロデューサーを含め 3 名程度を想定

#### ④現地指導

ツーリズムプロデューサーが現地を訪れ、対象コンテンツの現地指導を実施する。  
(1 泊 2 日、3 回程度)

※受託者は、現地指導に必要な交通手段（ジャンボタクシー等）、宿泊、食事等を手配する際、新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること

※受託者は、観光業に知見を有した者を同行させ、コンテンツ事業者にアドバイスを  
行うとともに、指導内容を取りまとめ、コンテンツ事業者にフィードバックを行う  
こと

⑤インバウンドの受入れの手法

インバウンドの受入れをどのように受け入れるのか、詳細を確認すること。

【想定されるインバウンド受入対応例】

- ・多言語対応が可能(常時・予約時)
- ・通訳ガイド同行に限る
- ・翻訳機による対応 等

⑥モニターツアー

海外をターゲットとする旅行会社のツアー企画担当者等をモニターに選定し、ツ  
アーを実施する。(KPI:1泊2日×2回・計10社)

モニターツアーでは、アンケート調査を実施し、結果を集計・分析した後、コンテ  
ンツ事業者へフィードバックを行い、コンテンツのブラッシュアップに繋げる。

※受託者は、モニターツアーに必要な交通手段(貸切バス等)、宿泊、食事等を手  
配する際、新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること。

⑦コンテンツ造成における最終調整

a) タリフの作成

上記①～⑥の取組を踏まえ、コンテンツの内容、料金、受付、受入体制等をコンテ  
ンツ事業者と調整のうえ取りまとめ、下記項目をタリフとして取りまとめる。

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金(税込)、料金に含むもの(含まな  
いもの)、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所(名  
称、住所、アクセス方法、駐車場情報)、送迎の有無、送迎場所(名称、住所)、開  
催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参  
加対象年齢(同伴・同意の別)、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や  
持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり(作  
れるもの、個数、受け取り方法)、インバウンド受け入れ手法等

〔注〕言語については日本語、英語、中国語繁体字の3種類とする。

b) 補足資料の作成

コンテンツの内容を写真や画像を使用しながら視覚的に魅力が伝わる補足資料を  
作成する。

デザインについては、当本部の意見を聴取のうえ、決定すること。

補足資料の言語は日本語、英語の2言語とする。

## ⑧その他ポイント

上記①～⑦までのタリフ完成に向けて、自主的な提案があれば追加すること。

英語、中国語繁体字の作成においては、同言語を母国語とする人員を充てること。

## 6. 成果物の提出等

### (1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、紙媒体各5部及び電子データを観光本部に提出しなければならない。

電子データはメディア（CD 又は DVD）に記録し5部提出すること。なお、各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行っておくこと

#### ①事業完了報告書

業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数 等

#### ②コンテンツタリフ

・1コンテンツあたり Excel 1シートに記載したもの

※電子データは、Excel データに加え、PDF 形式で納品すること

#### ③補足資料 パワーポイント形式、日・英の2言語

### (2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

### (3) 提出期限

(1)①事業報告書、③補足資料は令和7年1月31日（金） 17:00

(1)②コンテンツタリフは令和7年1月10日（金） 17:00

## 7. 委託料の上限額

委託料の上限額は、7,866千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

## 8. 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

## 9. 留意事項等

(1)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(2)受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと

- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
- ① 契約に関する事務は委託者で行う。
  - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
  - ③ 契約条項は、委託者において示す。
  - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
- ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
  - ② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること
- (9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。
- (10) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (11) 再委託の禁止 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を（公社）ひょうご観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、（公社）ひょうご観光本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」

という。)に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は観光本部に対し全ての責任を負うものとする。

(12)その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。